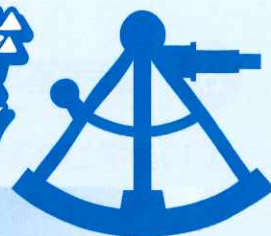


全日本海員組合 奨学金制度



募集要項

大海原へ夢のせて

1 目的

船員職業を目指す学生・生徒に対して所定の奨学金を貸与し、日本海運・水産産業の持続的発展と、優秀な海技者の養成及び資質の向上に寄与することを目的とします。

2 応募資格

別に定める船員養成機関に在籍する学生・生徒で、船員になろうとする意志が強く、奨学金の貸与が必要と認められる人。

3 対象者及び定員

前記応募資格を有する本年度新入学生を対象として、その15%以内を定員としますが、その員数が1学年4名に満たない場合は、4名以内とします。

特に船員就職率が高い船員養成機関については、一定の条件の下に増員することもあります。

4 奨学金の貸与月額、貸与期間及び貸与方法

(1) 貸与月額 種別1 (10,000円) 又は種別2 (16,000円) の2種類の中から選択できます。

(2) 貸与期間 奨学生に決定した時から学校の就学年限の終期(乗船実習科含む)まで。

(3) 貸与方法 学校の指定口座に送金し、学校長を経由して貸与します。

5 募集期間

4月1日より、6月30日までとします。

6 応募の手続き

奨学生希望者は、必要事項を本人と連帯保証人が記入した「奨学生申請書」及び「個人情報の取り扱いに関する同意書」を、学校長に提出して推薦を受けてください。

学校長は、資格について審査の上「奨学生選考調書」及び「奨学生申請者名簿」に「奨学生申請書」及び「個人情報の取り扱いに関する同意書」を添えて、奨学金制度地域検討委員会に提出してください。

7 再申請手続き

奨学生である人が、本科などの現行課程を卒業して、新たに入学手続きを必要とする学校や課程に進学する場合(専攻科への進学を含む)は、改めて申請手続きを必要とします。

ただし、乗船実習科は再申請の必要はありません。

8 選考基準

- (1) 奨学生の選考は、船員を目指す人で学業、健康状態及び人物等について考慮しますが、特に船内生活に耐えられる協調性や、健康状態に重点を置くものとします。
- (2) 奨学生選考基準の適格者であっても家族の収入が多い場合は、奨学金が必要と認められず、選考の対象となりません。
ただし、別に定める事情により著しく就学が困難と認められ、学校長から特別の推薦があった人については、選考することができます。

9 選考及び結果の通知

奨学生の採用は、選考基準にもとづき選考委員会の選考を経て決定しますが、結果については「奨学金貸与決定通知」を、学校長を経由して本人に送付します。

10 注意事項（奨学金貸与の停止、廃止）

- (1) 奨学生が長期欠席及び休学・留年、又は停学等の処分を受けたときは、その期間奨学金の貸与が停止されます。
- (2) 奨学生が傷病などにより就学の見込みがなくなったとき、奨学生としての資格を失ったとき、又は退学・転学したときは奨学金の貸与を廃止します。

11 奨学金返還の優遇措置等（返還特別猶予、返還猶予、返還免除）

- (1) 奨学生が卒業後、船員となって全日本海員組合の組合員になった場合は、申請により奨学金の返還を特別に猶予することができ、特別猶予期間中（卒業後10年間）に納入した組合費を奨学金の返還に充てることができます。
- (2) 奨学生が傷病その他正当な理由により奨学金の返還が困難になった場合は、申請すると返還が猶予されることもあります。
- (3) 奨学生が死亡又は重度の心身障害などになったときは、申請すると奨学金の返還を免除することができます。

12 注意事項

奨学金貸与月額、奨学生申請書の奨学金種別欄で、種別1（10,000円）又は種別2（16,000円）の中から、どちらか一方を選んで○印をつけてください。

その他詳細については「全日本海員組合 奨学金貸与関係規定集」及び「奨学金返還ハンドブック」を参照してください。

又は、リーフレットに記載の「奨学金制度地域検討委員会」若しくは下記「奨学金制度運営管理部」にお問い合わせください。

全日本海員組合 奨学金制度運営管理部

〒106-0032 東京都港区六本木7-15-26

TEL：03-5410-8314 e-mail：shougaku@jsu.jp